

令和6年度 辰野町地域おこし協力隊募集要領

辰野町は長野県の中央に位置し、町の中央部を天竜川と横川川が流れ、ゲンジボタルが町内全域に発生する自然豊かな町です。天竜川のほとり「松尾峡」のゲンジボタルの発生数は日本一といわれ、町の8割以上を占める森林は、多くの緑と豊かな水を湛え、北部には伊那街道の宿場として栄えた「小野宿」の歴史的な建造物群が往時の姿を偲ばせています。また、明治39年に鉄道が開通し、飯田線と中央線の中継地として繁栄。現在も、関東と中京圏を結ぶ中央自動車道が通る交通の要衝となっています。

町の中心市街地を見下ろす大城山山頂付近には、地理的な中心として北緯 36°00'00" / 東経 138°00'00" で交わる地点「ゼロポイント」、テレビ番組「〇〇ちゃんに叱られる！」で「日本の中心の中の中心」と認められた「チョコちゃんポイント」、さらに「日本中心の標」と中心が3つある日本の「ど真ん中町」です。

町を愛する誰をも大切にし、みんなが住みたくなるまちを、私たちと共創しながらつくってみませんか。

1. 業務の概要

業務名 【担当課】	業務内容	募集人数
①移住・定住の推進に関する活動 【まちづくり政策課】	<ul style="list-style-type: none"> 辰野町の自然風土や文化やひとを愛し、能動的で面白いことにチャレンジし、ずくを惜しまず日々の生活を楽しむ移住者を増やしたいと考えています。 移住希望者に、移住に必要な家と仕事を紹介し、多種多様な移住応援者と繋ぎ、空き家 DIY 改修や各種補助制度などを活用し、日本一チャレンジしやすい町を目指します。 	1名
②小野区の特徴を活かした文化遺産の保存に関する活動 【学びの支援課】	<ul style="list-style-type: none"> 辰野町で唯一残されている、江戸時代の宿場町の町並みを、町の貴重な文化遺産として、加えて町の観光資源として保存活用していく必要性を感じています。 そこで、町並み保存や、地域資源の有効活用について町教育委員会とともにその雰囲気醸成を図ります。 	1名
③スポーツによる地域振興 【学びの支援課】	<ul style="list-style-type: none"> 総合型地域スポーツクラブ NPO 法人リュシオスポーツクラブと連携し、町民のみなさんの体力づくりや健康づくりを促進すると共にスポーツの振興を図ります。 部活動地域移行に向けてコーディネーターとしても移行の推進と持続可能な部活動環境の構築に携わっていただきます。 	1名
④観光推進に関する活動 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 多様化する観光ニーズに対応するため、新たな視点や発想を基に、観光資源の掘り起こし等を考えて行く必要があります。 国や県でも推進しているサイクルツーリズム（自転車を活用した観光）について、町でも整備を進めており、サイクルツーリズムをさらに推進するため、イベント等の企画運営を提案いただきたいです。 	1名
⑤サテライトオフィス誘致事業 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍明けの地方への人と事業者の流れを機会と捉え、サテライトオフィスを段階的に誘致することにより、さらに企業誘致や移住定住を推進します。 ワーケーションコーディネート「たつの WORKTRIP」 宿泊施設・ワークスペース・体験プラン・交通・ヒトコトモノマッチング等 マッチング「チャレンジナガノ・おためしナガノ・NEXsTokyo 等」 	3名

	<p>プレゼン・町内案内・ヒトコトモノマッチング・官民連携・民民連携等 ・その他 産業振興・商工事業・労政事業・企業支援等。 ※現状実施メンバー6名から引き継いで頂きます。 ※1名は地域おこし協力隊小菅の後任で起業型協力隊として川島の二拠点シェアハウス「Co-Sato」を拠点として、主にファミリーワーケーションを実施し、他2名の協力隊と連携して頂きます。 ※2名は（有）東洋エクスプレスを拠点として、主にたつのWORKTRIPを民間事業化して頂きます。</p>	
<p>⑥町の文化拠点開発事業 【産業振興課】</p>	<p>・文化芸術のある暮らしの入り口となる文化拠点をつくり、辰野で多種多様なプレイヤーが生まれる土壌づくりをします。 ・町民のまちづくりへの参加や近隣市町村からの訪問、都市圏からのクリエイター層の流入など「やりたいことができるまち」として共創人口の増加を目指します。 ・町の文化拠点となる本屋・劇場の開発事業 本屋の新規開業、運営 カフェ機能を併設するなど憩いの場としての機能を持った新刊書店 ・劇場の新規開業、運営 市民劇やお笑いなどの演芸を行う劇場 ・その他 イベント企画 本にまつわる学び場の企画 産業振興・商工事業・労政事業・企業支援等。 ※起業型地域おこし協力隊として活動して頂きます。</p>	1名
<p>⑦町の森林整備環境事業 【産業振興課】</p>	<p>・町内における里山の森林整備については、「森林所有者の高齢化」「林業の担い手不足」「木材の搬出利用」「急傾斜」などが挙げられ課題が多い状況です。 ・そこで住民の暮らしを守る森林や、災害に強い森林づくり、暮らしを守る森林整備など、森林の魅力を含めた取組を共に考え、実践していただきます。</p>	2名
<p>⑧多文化共生に関する活動 【まちづくり政策課】</p>	<p>・外国人住民と団体や地域、ボランティア活動など連携を深め、交流事業の企画や多文化共生について情報を発信すると共に、日本語教室の開催や相談会など日常的な外国人支援に取り組みます。</p>	1名
<p>⑨町の農業振興に関する活動 【産業振興課】</p>	<p>・農業従事者の高齢化により地域農業の衰退が懸念されています。そのため、農業に従事し、農業生産技術や経営ノウハウを習得していただくとともに、新たな発想・視点を用いて農業振興につながる活動を行ない、将来的な就農に取り組んでいただきます。</p>	2名

2. 業務に関する留意事項

①移住・定住の推進に関する活動

- ・現在当該業務に 1 名の協力隊が委嘱されていますが、令和 5 年度延長による最終年度のため、後任 として活動を引継ぎしていただきます。
- ・町が運営する移住・定住応援ホームページ（空き家バンク）の更新
- ・移住セミナーの企画運営や移住者交流会の運営補助
- ・空き家バンク利用希望者に対する物件案内
- ・田舎暮らし体験プログラムの企画運営
- ・その他、移住・定住の推進に関わる事項

②小野区の特徴を活かした文化遺産の保存に関する活動

- ・町教育委員会で把握していない文化遺産や、文化的な活動の掘り起こし
- ・重要伝統的建造物群保存地区選定にむけての、小野区住民の機運を醸成する活動
- ・伝統的建造物の活用に向けた取り組み

③スポーツによる地域振興

- ・総合型地域スポーツクラブと連携した活動とマネジメントの支援
- ・運動部活動の地域移行化の推進と持続可能な部活環境の構築
- ・生涯スポーツの振興事業に関わる業務
- ・スポーツイベント、講座の企画・運営
- ・スポーツ協会事務局の支援

④観光推進に関する活動

- ・サイクルツーリズムの推進・協議会の運営参加
- ・観光資源の活用・開発
- ・観光情報の発信
- ・観光関連事業の企画・運営 など

⑤サテライトオフィス誘致事業

1. 目的

コロナ禍明けの地方への人と事業者の流れを機会と捉え、サテライトオフィスを段階的に誘致することにより、さらに企業誘致や移住定住を推進します。

2. 現状

地域おこし協力隊 4 名（松田・矢田・小菅・鈴木）と、元地域おこし協力隊 1 名（北埜）と商工振興係 1 名（野澤）の 6 名で、サテライトオフィス誘致事業を実施しています。

サテライトオフィス誘致事業は、ワーケーションコーディネーター「たつの WORKTRIP」や、マッチング「チャレンジナガノ・おためしナガノ・NEXsTokyo 等」を通し官民連携・民民連携を進めると共に、令和 3 年度内閣府地方創生テレワーク交付金サテライトオフィス等開設支援事業「トビチのオフィス」等のサテライトオフィスを誘致する事業です。（R3 年度 3 社入居・内 1 社（株）ファーストアイデアジャパン支社設立）

商工振興係の野澤と地域おこし協力隊の矢田は、旅行サービス手配業務取扱管理者を取得し「たつの WORKTRIP」という名称でワークトリップ（ワーケーション）のコーディネーター（宿泊施設・ワークスペース・体験プラン・交通・ヒトコトモノマッチング等）を実施しています。（R3 年度延べ 15 件 150 名参加・R4 年度

延べ 20 件 221 名参加)

【参考】たつの WORKTRIP ホームページ <https://www.tatsuno-job.jp/worktrip/>

3. 課題

(1) 持続可能なワーケーション等の受け入れ体制の整備（（有）東洋エクスプレス等）

たつの WORKTRIP の仕組みで、収益性・運営体制・持続性等の観点から民間事業化が出来るかどうか検証し、課題を明確にします。

(2) 利便性の高い 2 次交通の活用（辰野タクシー株式会社等）

地域の交通資源を利便性の高い 2 次交通へ活用出来るかどうか検証し、今後の持続的な活用を目指します。

(3) ワケーションプラットフォームの活用（（株）電通国際情報サービス等）

ワーケーションプラットフォームのプロトタイプや複合経路検索サービスが企業ニーズに即しているかどうか検証し、製品のブラッシュアップを図ります。

4. 目指す姿・中長期プラン

辰野町は、蚩舞う豊かな自然環境、まちから里山が近いコンパクト感、ヒトコモノのネットワーク、空き家等の豊かな余白などの資源があり、そういった辰野町の魅力に惹かれ、様々なジャンルの能動的に面白いことをやりたいプレイヤーが集まってきています。

今後引き続き関係人口を増やすとともに、共に地域を創る共創人口/共創パートナー（企業）を増やすことが、地域の持続可能な手段だと考えており、関係人口・共創人口/共創パートナー（企業）増加を推進します。

⑥町の文化拠点開発事業

1. 目的

文化芸術のある暮らしの入り口となる文化拠点をづくり、辰野で多種多様なプレイヤーが生まれる土壌づくりをします。

その結果、町民のまちづくりへの参加や近隣市町村からの訪問、都市圏からのクリエイター層の流入など「やりたいことができるまち」として共創人口の増加を目指します。

2. 現状

辰野の文化芸術活動としてトビチ美術館（まちの美術展）・&garage（エンタメ空間）・Oto &（古着屋、ライブハウス）・空間美術館（アトリエ、展示場）など文化芸術のある暮らしをつくる企画や店舗が近年興っています。

いずれも辰野の強みとしての資源である空き家や空き店舗が再活用されており、アートやカルチャーを介して人の流れを創る機能を果たしています。

3. 課題

(1) 町民の文化芸術に対する意識

まちの文化芸術への取り組みはあるが、町民がアートや手仕事に対しての素養を持ち、良いものにお金を払うという価値観は醸成されていません。文化芸術が育っていくための十分な土壌が形成されていません。

(2) 都市との文化的格差

辰野には本屋がなかったり、映画や演劇などの文化芸術に触れるための文化資本が都市圏に比べて少ないです。文化資本が少ないことは、訪問や移住を躊躇う要因にもなりかねません。

4. 目指す姿・中長期プラン

辰野町は、里山としての魅力を感じたクリエイター層の移住が増えていたり、2021年からはトビチ美術館が開催されているなど、文化芸術活動が盛んになっています。アートの領域で活動するトビチ美術館の動きとも連携しながら、カルチャーの領域から本屋、劇場としてまちに文化芸術がある豊かな暮らしをつくれます。価値観としてまだまだアートは近寄りたく関係の遠いものだと思われがちなので、本屋という暮らしに身近な存在として文化芸術に親しむ入り口の役割を果たします。

また、まちの文化拠点として本や演劇などのカルチャーを発信していくことで、多様な価値観や世界にアクセスできる環境をつくれます。

その結果、多種多様な価値観が許容される土壌が生まれ、どんな人にも居場所と挑戦が開かれるようになることで、辰野に魅力を感じる共創人口の増加を図ります。

⑦町の森林整備環境事業

- ・地域の魅力発信や課題解決に向けて、住民と一緒に取り組む
- ・個人林の施業等に関する活動
- ・団体有林の施業等に関する活動
- ・辰野町の森ビジョンに関係する取組や活動
- ・松くい虫防除等の対策に関する活動
- ・林業活動に必要な資格の習得

⑧多文化共生に関する活動

- ・多文化共生イベント等の開催
- ・日本語教室の開催と支援
- ・外国人相談に関する活動
- ・通訳業務に関する活動

⑨町の農業振興に関する活動

- ・地域農業の担い手としての技術習得
- ・高齢農家の農作業補助
- ・集落営農組織との連携

3. 応募資格

- (1) 年齢が20歳以上45歳以下の方（令和6年4月1日現在）
- (2) 条件不利地域※1以外の地域から生活拠点を辰野町※2へ移し、住民票を異動することができる方
- (3) 原則として、当町の区域内に住所を定めたことがない方
- (4) 当町に1年以上の居住を予定している方
- (5) 地域の活性化に深い熱意と知識を有し、かつ、積極的に活動できる方
- (6) 心身ともに健康で、地域になじむ意志を有し、かつ、誠実に活動を遂行できる方
- (7) 普通自動車運転免許を取得している方（採用時に取得見込みの方を含む）
- (8) パソコンの一般的な操作ができること

※1

条件不利地域とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の各法で指定された地域。

※2

3大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県内の市町村)以外の地域(政令指定都市を除く)から住所を移す場合は、町内の川島区域に限る。

4. 隊員の委嘱

応募資格を満たす方の中から、町長が委嘱します。(委嘱のため町との雇用関係はありません)
なお、町長が、隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であっても解嘱することがあります。

5. 委嘱期間

令和6年4月1日※₁から令和7年3月31日(最長で3年まで延長する場合があります。)
※₁ 選考時期によって採用者の準備等を考慮し、委嘱期間を変更する場合があります。

6. 報償費等

隊員の報償費は、月額233,000円とします。町との雇用関係がないため、健康保険、雇用保険、国民年金等は個人負担となります。

7. 活動形態等

協力隊の業務に従事する時間は、週30時間を基本とし、活動状況等を町長に報告する必要があります。
隊員の活動に必要なと認められる作業道具、消耗品、旅費等の経費は、活動費から支出します。

8. 住居

- ・委嘱期間中の住居に係わる費用については活動経費から支出します(上限あり)。
- ・転居に係る費用、敷金、礼金、生活備品及び光熱水費等は、個人負担となります。

9. その他

- ・隊員活動に必要な車両経費(リース代、燃料費等)は活動経費から支出します(上限あり)
- ・兼業・副業は制限していません。

10. 応募方法等

応募用紙に記入のうえ、下記の書類を添付して辰野町役場まちづくり政策課へ持参又は郵送してください。
提出書類：応募用紙、住民票の写し、運転免許証の写し(取得済みの場合)

※提出書類は返却しません

※応募に要する一切の費用は、応募者の負担となります。

※履歴書に関して疑問があれば、メールまたは電話にてお問合せください。

★令和6年1月13日(土)のみ JOIN「地域おこしフェア2024」に出展予定です。

11. 応募受付期間

令和5年12月～ 令和6年1月26日（金）※郵送の場合は必着

12. 選考方法

書類及び面接による審査を行います。面接のために要する交通費等は、応募者の負担となります。選考結果は、追って文書で通知します。

13. 応募・問い合わせ先

〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地

辰野町役場 まちづくり政策課 担当：一ノ瀬

TEL：0266-41-1111 内線 2228 Fax：0266-41-3976

E-mail：tyakuba@town.tatsuno.lg.jp